

震災がれき焼却灰の「かながわ環境整備センター」への 受け入れ案撤回についての決議

「かながわ環境整備センター」の建設については、平成6年に神奈川県が建設計画を発表して以来、住民の多くが廃棄物に対する環境汚染の懸念を訴え反対してきた。8年間120回にもわたる地域説明会を経て、「公害」を絶対に出さないことを最大の条件とし、搬入する廃棄物は「県内事業所から排出された物」で、種類も「燃え殻」「汚泥」「がれき類」などに限定し、基準を厳格に設け、規制値を定める中で導入に至った。地域の住民の中にはこの決着においても不満の声があったが、地域としては苦渋の選択をしてきた経過がある。

平成14年、神奈川県と芦名町内会との間で「産業廃棄物最終処分場の建設と運営管理に関する協定書」（以下「協定書」）を結び、この10年間、神奈川県は「協定書」を遵守し、定期的に排水等の有害物質の数値を町内会に提示及び回覧するなど、神奈川県は芦名町内会との間で地道に信頼関係を築いてきた。

しかしながら、黒岩知事は平成23年12月20日、神奈川県議会本会議において、「被災地のがれき」を横浜・川崎・相模原の政令三市で焼却し、焼却灰を県の有する最終処分場に搬入することを、事前に協定当事者の芦名町内会に何らはかることなく表明した。

1月15日の大楠連合町内会在住者を対象とした説明会では、知事からは被災地の体験をもとに説明がなされたが、「焼却灰に含まれる放射能濃度の受入基準」や「知事の言う『地元』はどこか」いう根本的な質問に対しては、あいまいな答弁に終始するとともに、その後の定例記者会見では、「私のプレゼンテーションを聞けば、普通の人なら理解してくれるはず」「反省していない」等、地域の尊厳を著しく踏みにじる発言を繰り返した。

上記の経緯に加えて、

1. 震災がれきが100ベクレル/kg以下であっても横浜・川崎・相模原の政令三市で焼却時に一般ごみの焼却灰と分別できないことから、必ずしも震災がれきの焼却灰が搬入されず、高濃度の放射性物質等が搬入される可能性があること、
さらに、県内外の高い放射線量を含む汚泥焼却灰等の搬入に道筋をつける危険性もあること、
2. 当センター及び下流に位置する西浄化センターに関しても放射性物質の安全管理及び除去の機能がないため、下流域で放射性物質が濃縮される恐れがあり、最終処分場であることから、将来にわたっての安全が保障されないこと、

3. 下流域周辺には、多くの住民が暮らし、子どもたちの通う小中学校もあり、小田和湾には佐島や長井のたこやひじき等の近海の魚介類、芦名や長坂の大根やキャベツなどの生産地があることから、安全で安心な生産物の提供が困難になるおそれがあること、
4. 震災がれき焼却灰の搬入による「風評被害」については、予測不能な影響が想定され、大楠地域のみならず、三浦半島全体の農業・水産業にも与える影響が極めて大きいこと、
5. さらに、神奈川県の説明では、子どもたちや妊婦への放射性物質の影響を拭き去る十分な根拠が見当たらないこと、といった問題がある。

私たちは、被災地への支援については全国の皆さんと思いは同様であり、これまでも義捐金等できる限り行ってきた。しかし、私たちの地域の農業・漁業の根幹である水と大地、さらには子どもたちの未来にいささかの不安を残すことは絶対にできない。

上記のことから、私たちは、黒岩県知事が表明された焼却灰の「かながわ環境整備センター」への搬入提案について、これを受け入れることはできない。

以上、決議する。

平成 24年 2月 12日

大楠 連合町内会長	長谷川 俊 夫
秋 谷 町内会長	乾 周一郎
佐 島 町内会長	石 川 義 夫
芦 名 町内会長	高 橋 和 雄
久留和 町内会長	細 谷 孝 路
長 坂 町内会長	高 橋 勇
湘南国際村自治会長	上 原 新 治
佐島なぎさの丘自治会長	塚 本 好 之
長坂市営住宅自治会長	高 橋 鈴 子
湘南くすの木台自治会長	細 井 孝 至
みどりハイツ荻野自治会長	川 島 直 樹